

会社法の施行（平成18年5月1日）

会社法の施行（5月1日）により既存の株式会社はどう変わるか。

株式会社は

公開会社（上場の意味ではない）

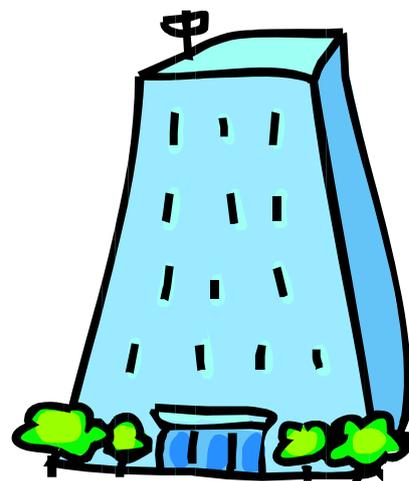
株式の移転が自由な会社

上場会社、昭和41年以前に設立された会社に多い。

非公開会社（譲渡制限会社）

株式の移転時に取締役会の承認を要する会社

昭和41年以降に設立された同族会社、小会社が多数。



この譲渡規定は、登記事項となっているので、登記簿を確認することで、公開会社・非公開会社が判明する。

会社法施行によって登記簿はどのように変更されたか

一般的な会社



1、株券を発行する旨の記載（旧商法は株券発行が原則、
会社法は原則不発行）

2、取締役会設置会社（旧商法3名以上）

3、監査役設置会社（旧商法1名以上）

以上の登記が法務局登記官の職権によって記載された。

これは、旧商法の規定を会社法にあてはめた結果である。役員の任期については、株式譲渡制限会社にあつては、株主総会に於いて任期を最大10年まで延長できることになった。このメリット・デメリットは

メリット・・・役員の任期が長くなることによって、役員変更の登記の回数が減り、変更登記費用が節約される。役員
の数を減らすことによって、名義上の役員を除外
することができる。



デメリット・・・①上記のメリットの反面、役員の任期が長いため、
改選時期を忘れることが多くなり、その結果、裁
判所による過料の制裁がある。



②役員の任期が長いことによって、役員間でトラブ
ルが発生したときなど、通常は取締役2年、監査
役4年で自然に任期満了となるが、長ければ長い
ほど、その退任の登記ができなくなり、解任に発
展する場合が予想される。その場合、解任の事由
や任期中の役員報酬の支払い等のトラブル発生が
予想される。

会社の現行定款は変更しなくても読み替え規定によって
対応できるが、新たに定款を提出する必要があるときは、
読み替え規定と一緒に提出しなければならなくなるので、
早めに上記の取締役会、監査役の廃止も含め、その会社
の実体に合った定款に変更されることが望ましい。

